

唐 教 学 号 外
令和2年5月13日

各学校長 様

唐 津 市 教 育 委 員 会
教 育 長 栗 原 宣 康

体育・保健体育における「水泳」の取り扱いについて

全国では5月末日まで更なる新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非常事態宣言が継続となりました。佐賀県では、5月4日に45人目の感染者が確認されてから、1週間感染者が出ていない状態にあり、今後状況を注視しつつ感染防止策を講じながら、段階的に学校再開や施設等の利用自粛解除の方向に向かっているところです。各学校においては、5月14日（木）からの学校再開にむけて、児童生徒及び職員の感染予防策に努めていただいていると思います。

については、令和2年度の体育・保健体育における「水泳」の取り扱いについては、次のとおりの対応としますので、各学校において適切に対応してください。

1 体育・保健体育における「水泳」の授業について

令和2年度体育・保健体育の授業で「プール」は使用しない。
事故防止や安全等に関する指導を行うこと。

※小学校学習指導要領 体育

「第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水場の確保が難しい場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。」

※中学校学習指導要領 保健体育

「水泳の指導については、適切な水場の確保が困難な場合には、これを取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。」

2 プールを使用しない理由

- (1) 未だ、新型コロナウイルス感染拡大の可能性があるため。
- (2) プールの中の残留塩素濃度を常時規定値以上に保つことが難しい面があるため。
- (3) 水泳のための更衣室での更衣や活動中に3密(「密閉」「密集」「密接」)を回避しづらいため。

3 その他

- (1) 令和2年4月3日付教委保第12号で依頼した「排(環)水口安全点検調査票」の提出は不要とする。ただし、「安全管理計画書」は、水泳の授業を行わないものとして、作成し提出すること。(教育総務課)
- (2) 令和2年度は、小・中学校において授業で「プール」を使用しないため、プールの水抜き、清掃及び水入れ、並びに関連する修理等は行わない。(教育総務課)

指 導 関 係：学校教育課 宮田 TEL 72-9158
安全計画書関係：教育総務課 宮田 TEL 72-9157